

(証明書様式)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者名

島根県エコロジー農産物推奨制度における農薬の成分に関する証明書

下記の農薬については、製造の過程において化学合成を行っていない成分を含むことを証明します。

なお、この証明に疑義が生じた場合は当社が責任を負うことを確約します。

記

- 1 農薬名(登録番号、農薬の名称、登録年月日、有効期間)
農薬登録番号、農薬の正式名称等について記載すること。
- 2 島根県エコロジー農産物における農薬有効成分回数
化学合成農薬の成分カウント数を記載すること。ホームページで公開するカウント数となる。
- 3 化学合成を行っていない旨を証明できる参考資料
製造工程や化学合成を行わずに製造できる根拠等が記載された資料を添付すること。
- 4 担当部署(担当者名)と連絡先(電話番号・FAX・e-mail等)
問い合わせ窓口を記載すること。

島根県エコロジー農産物における化学合成農薬の有効成分使用回数のカウントの取扱いについて

通知：平成17年9月1日付け農畜第1411号

島根県エコロジー農産物推奨時の化学合成農薬の有効成分回数については、化学合成農薬の成分回数のみをカウントすることとしているが、農薬の製造の過程において化学合成が行われているかどうかは、農薬を製造するメーカー等しか知り得ないものである。

よって、島根県エコロジー農産物の推奨を行う際に使用される農薬のなかで、農薬の製造メーカーが島根県知事あてに証明を行ったもののみを、化学合成農薬のカウントをしない農薬として下記ホームページで随時公表していくこととする。

なお、この証明書の様式は別に定めることとし、島根県が証明書を受理した日以降に栽培を開始した農産物について適用することとする。

しかしながら、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン上でカウントしない農薬としている性フェロモン等誘引剤(交尾阻害を目的とする性フェロモン剤を含む。)、天敵及び特定防除資材、死菌剤については、農薬のラベル等で確認が可能であることから、メーカー等の証明書がない場合でもカウントの対象外として取り扱うこととする。

記

1 公開ホームページアドレス

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/ecoyuki/